## 森先生情報工学実験課題

## 1 自身の意見

## 1.1 学問の自由の観点

機械学習分野において、日本は著作憲法の第47条の7 や新第30条の4によって機械学習開発を促進する環境で ある。このことは日本の AI 開発の発展の助けとなること を意味する。また学問の自由は憲法第23条に保障されて おり、機械学習の研究もその例外ではない。しかし、学 問の自由が保障されているとはいえ、他人の著作物を規 制なく利用することは許されないものである。規制内容 としては先述の著作憲法に示された通りであるが、それ に関する自身の意見を述べる。著作権者の利益を損なう ことはあってはならないものであり、必ず保障されるべ きことである。日本の著作憲法では、著作物の本来的利 用に向けられていない流通行為については著作憲法の保 護の対象となっておらず、著作物を無断で本来的利用以 外 については規制されていない。このことが直接著作 権者の利益を損なうことはないが、その著作物を利用し て利益を得るものが出てきてしまう。著作権者の許諾が あれば全く問題ないことではあるが、無断で使用できて しまう点は本来の利用目的ではないが、相対的に無断使 用した者の利益分の損害を被っていると考えられる。著 作権者の利益を不当に害することの無いようにするとい うものは憲法第30条の4によって示されているため、著 作権者を守るという意味では十分と考えられるかもしれ ないが、無断で利用され、利益を得られてしまうという ことに対しては納得がいかないと感じる。

## 1.2 個人の権利の観点

人工知能学会全国大会で学生の論文発表が炎上した出来事を踏まえて、自身の意見を述べる。研究テーマは表現の自由があるが、若干グレーな部分も多く、そのことがこの炎上を引き起こしたのではないかと思う。また、論文のテーマと論文の内容が大きく異なっており、研究の一段階と書いていたが、判別するモデルも作成していないのでどのように実装するのか興味がある。この騒動では主に研究テーマに関して炎上が起こっているようだが、テーマというより、テーマと内容が一致していないことや、具体的な研究内容にほとんんど取り掛かっていないことのほうが問題なのではないかと感じる。